

UBC情報



発行：2026年6月1日

No. 312

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月10日(金)です。

また社会保険関係では算定基礎届の提出、令和8年度労働保険料等の申告・納期限も同じく7月10日(金)となっています。

トピックス

インボイス制度に係る経過措置の見直し

インボイス制度では、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8割・5割控除）やインボイス発行事業者となった小規模事業者に係る経過措置（2割特例）が設けられていますが、令和8年度税制改正により見直しが行われました。

◆免税事業者等からの仕入の控除割合を見直し

免税事業者等のインボイス発行事業者以外からの課税仕入れについて一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置は、令和5年10月～8年9月まで8割、令和8年10月～11年9月まで5割とされていましたが、改正により適用期限を2年延長して令和8年10月以降の控除割合を見直しました。

これにより、*令和8年10月～10年9月まで7割、*令和10年10月～12年9月まで5割、*令和12年10月～13年9月まで3割、となります。

なお、一の免税事業者等からの課税仕入れの合計額が年1億円（改正前10億円）を超える場合、その超えた部分は本経過措置の適用を受けられません。

◆個人事業者のみ適用できる3割特例を創設

免税事業者からインボイス発行事業者になった方を対象に消費税の納税額を売上税額の2割とする特例は令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了となりますが、インボイス発行事業者になった個人事業主に限り令和9年・10年分は売上税額の3割とする特例が設けられます（法人は適用不可）。

また、2割特例・3割特例の終了後は一般課税又は簡易課税での申告となり、簡易課税の適用には原則として事前の届出が必要ですが、特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税の適用を受ける場合は、申告期限までに届出をすることで適用できます。

ふるさと納税による住民税控除額を確認

毎年5～6月に自治体から、前年の所得金額に基づいて算出された住民税額を知らせる住民税決定通知書が届きます。

ふるさと納税を行った場合、確定申告をしている方は所得税と住民税から控除され、ワンストップ特例制度（確定申告をしなくても控除が受けられる制度）を利用した方は所得税の控除分を含めた全額が住民税から控除されます。

住民税からの控除は、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税を減額する形で控除されますので、昨年中にふるさと納税を行った方は令和8年度分の住民税決定通知書に記載されている税額控除額に間違いがないかを確認しましょう。



18歳未満も利用可能となるNISA

NISA（少額投資非課税制度）は、金融機関に開設したNISA口座内で投資した上場株式や投資信託等による配当や売却益等が非課税となる制度ですが、令和9年から18歳未満の未成年者が利用できるつみたて投資枠が設けられます。

◆未成年者が対象のつみたて投資枠を新設

現行のNISAは18歳以上が口座開設でき、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする年間投資上限120万円の「つみたて投資枠」と、上場株式等の幅広い投資商品を対象とする年間投資上限240万円の「成長投資枠」により年間360万円まで投資が可能です。ただし、NISA口座で保有できる投資信託等の金額には上限があり、買付額ベースで1800万円（うち成長枠は1200万円まで）の非課税保有限度額が設けられています。

令和8年度税制改正により令和9年1月から、NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃され、18歳未満の未成年者を対象としたつみたて投資枠（年間投資上限60万円、非課税保有限度額600万円）が設けられる予定です。

◆18歳までNISA口座からの払出しを制限

18歳未満の子をNISA口座の開設者として、つみたて投資枠を利用できるようになりますが、NISA口座からの払出しには制限があり、災害等のやむを得ない事由に基因する場合などを除き、原則として非課税で払出すことはできません。ただし、口座開設者が12歳以上であれば、その子の教育費又は生活費の支払に充てるための払出しが認められます。

なお、未成年の口座開設者が18歳に達した場合は自動的に現行の制度に移行されます。

本年分以後の源泉徴収票のみなし提出特例

給与を支払う事業者は毎年1月末までに、前年に給与を支払った従業員等の住所地の市区町村へ「給与支払報告書」を提出するとともに、事業者の所轄税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出（提出範囲に該当する方）する必要があります。

令和5年度税制改正により令和9年1月以後に提出する令和8年分から、事業者が市区町村へ給与支払報告書を提出（eLTAx、光ディスク等、書面）した場合は、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

これにより、税務署提出用の源泉徴収票を作成・提出する必要がなくなります（従業員等に交付する源泉徴収票は必要）。

令和8年度改正による賃上げ促進税制

賃上げ促進税制は給与等支給額を前年度より増加させた場合に、増加額の一定割合を税額控除できる制度ですが、令和8年度税制改正において大企業（全企業）向け制度が令和8年4月以後に開始する事業年度から廃止となり、中堅企業向け制度は要件の見直し等をした上で適用期限（令和9年3月末までに開始する事業年度）をもって廃止となります。

◆中小向けは教育訓練費に係る上乗せが廃止

中小企業向け制度は、国内雇用者の給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%、2.5%以上増加させた場合は増加額の30%を税額控除できるもので、教育訓練費の増加により控除率を10%上乗せする措置や、仕事と子育ての両立支援（くるみん）・女性活躍支援（えるぼし）による5%上乗せ措置で、最大45%を控除できました。

しかし、令和8年度改正により令和8年4月以後に開始する事業年度から教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止となり、最大控除率は35%となります。

なお、税額控除額には上限があり、本制度を適用する年度の法人税額等の20%が上限額です。

◆中小向けは未控除額を5年間繰り越し可能

中小企業向け制度には、要件を満たす賃上げを実施した年度が赤字である等により控除する税額がない場合や、税額控除額が控除上限を超過する場合に控除しきれなかった額を翌年度以降5年間繰り越すことができる繰越控除措置が設けられています。

ただし、繰り越した額を法人税額が生じた事業年度で税額控除する場合は、その事業年度における全雇用者の給与等支給額が前年度より増加していることが必要です（前年度の支給額が0の場合は不可）。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 312

発行： 2026年
6月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： <https://www.ubc-net.com>

所属： (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

国庫補助

地域密着型と広域型との転用

～補助対象施設の処分が一部緩和されています～



国庫補助により取得した財産については、その財産が確実に補助目的に活用されるよう、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「適正化法」と言います。)第22条により、その財産の処分(転用、譲渡、交換や貸付、取壊し等)が制限されています。社会福祉施設等は国庫補助金等を受けて整備されることが多く、したがってその場合は同条の適用を受けます。そのこと自体は補助事業の目的達成のために必要な措置ですが、地域の実情に応じた既存施設の有効活用のために、その措置の柔軟化が求められています。

例として、地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下：以下「地域密着型特養」と言います。)の利用者は当該市町村の住民に限定されているが、地域内高齢者人口の減少により利用者の確保が厳しくなっていることや、地域密着型特養では、入浴・排泄・食事などの日常生活行為をユニット内で完結させることが求められていますが、利用者の重度化等により機械浴等の必要性が出てきており、併設の定員30人以上の特別養護老人ホーム(以下「広域型特養」と言います。)の浴槽を使わざるを得ない等の不都合が起きている、等の指摘がありました。

このため厚生労働省老健局では、令和7年9月4日付で「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出、地域密着型特養と広域型特養との間での転用等については、補助金等の交付の目的に反する使用とは解されず、したがって、適正化法第22条に定める承認は不要であるとされました。

また中山間・人口減少地域に所在する介護施設等を他施設へ転用等を行う際の特例についても、現在検討中とのことです。
(総合福祉研究会)

～厚生労働省発信～

障害報酬の職員欠如減算に特例

<<適用猶予は最長3ヵ月に延長>>

概要：日中活動系・居住支援系・訓練系・就労系・障害児通所系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、生活支援員、看護職員、就労支援員、世話人、児童指導員等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費等の減額(原則3割減算)を行っています。

特例：障害福祉報酬における人員配置基準を下回った場合のサービス提供職員欠如減算(原則3割減算)について、突発的にやむを得ない事情により欠員が基準の1割以下で生じた場合、一定の条件のもと1年に一回に限り、猶予期間を最長3ヵ月に延長する特例を設けることとなります。

人材不足により欠員が出ても次の人材を確保するまで時間がかかるため事業所は減算を避けようと人材紹介会社に高額な手数料を払って採用を行ったり、人材の資質関係なく、取りあえず採用したりするケースがあり、減算適用までの猶予期間の見直しを求める声が上がっていました。

やむを得ない事情は職員の退職が重なったり、感染症などで欠員が増えたりした場合などを想定しています。一部の職員に過度な負担とならないよう体制を整え、ハローワークを活用するなどして人材確保に取り組んでいることを条件とします。ただし、基準より1割を超えて欠員が生じた場合は特例の対象外となります。

令和7年度補正予算で実施された介護・障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金は、人材流出を防ぐための緊急の賃上げ支援となり、令和8年度報酬改定を待たずに、令和7年12月～令和8年5月の期間中の賃上げ相当額が支給されます。各都道府県ごとに補助金申請の時期が異なり、従って補助金の支給や給与等の支払については、令和7年度中に完結するケース、令和8年度になるケースなど複数のケースが想定されますが、この補助金は賃上げの原資として交付されるため、「補助金の収益計上」と「人件費の計上」のタイミングを一致させる会計処理が必要です。

この点、令和7年度末までに補助金の受給が行われる場合、原則として令和8年3月末までに職員への支払を行うことになり、「補助金の収益計上」と「人件費の計上」は令和7年度中に完結します【ケース1】。

また、職員への支払を令和8年4月以降希望の場合は、原則として補助金の受給も令和8年4月以降となりますが、令和8年3月末までに補助金の受給、若しくは交付決定がなされた場合、受給権が当期に確定しますが、「賃上げ」という経費の補填が目的の補助金のため、費用と収益の対応を重視し、収益を繰り延べ、目的となる人件費の支払に合わせて翌期に収益計上を行います【ケース2】【ケース3】。

さらに、交付決定が翌期の場合でも、人件費の支払が当期の場合、費用と収益の対応を重視し、人件費の支払年度に合わせて当期に収益計上を行います【ケース4】。

なお、補助金の申請を令和7年度に行った場合でも、申請書類に不備があり、交付決定が令和8年3月末までになされず、職員への給与等の支払を4月以降に実施する場合は、令和7年度の仕訳は不要となります【ケース5】。

以上整理すると、下表の通りとなります。便宜上、補助金交付決定額を600とします。

ケース	交付決定	補助金受給	人件費の支払	令和7年度仕訳
1	令和7年度	令和7年度	令和7年度	現金預金 600 / 補助金事業収益 600 支払資金 600 / 補助金事業収入 600 人件費 600 / 現金預金 600 人件費支出 600 / 支払資金 600
2	令和7年度	令和7年度	令和8年度	現金預金 600 / 前受金 600 ※補助金受給が当期に行われるが、「賃上げ」という経費の補填が目的の補助金のため、費用と収益の対応を重視し、収益を繰り延べ、目的となる人件費の支払に合わせて翌期に収益計上を行う。
3	令和7年度	令和8年度	令和8年度	未収補助金 600 / 前受金 600 ※（ケース2）と同様、収益を繰り延べ、目的となる人件費の支払に合わせて翌期に収益計上を行う。
4	令和8年度	令和8年度	令和7年度	未収補助金 600 / 補助金事業収益 600 支払資金 600 / 補助金事業収入 600 人件費 600 / 現金預金 600 人件費支出 600 / 支払資金 600 ※人件費の支払が当期の場合、交付決定が翌期の場合でも、費用と収益の対応を重視し、人件費の支払年度に合わせて当期に収益計上を行う。
5	令和8年度	令和8年度	令和8年度	仕訳なし

文責：元厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
社会福祉法人経営指導専門官
公認会計士・税理士 近 芳弘

